

第7章 地震災害対策計画

第7章 地震災害対策計画

第1節 災害予防計画

地震災害による被害を軽減するために必要な計画について定めるものとする。

1 地震に強いまちづくり推進計画

避難者の安全確保や延焼防止など、災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路等の整備に努め、建築物やライフライン施設の耐震性の向上を図り、地震等の災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(1) 公園、緑地の整備

市街地におけるオープンスペースの確保は、震災時における火災の延焼防止等に重要な役割を果たすため、公園、緑地の適正な配置に努めるとともに、既設施設の整備を行い、防災効果の向上を図るものとする。

(2) 道路、橋梁の整備

道路及び橋梁は、震災時には避難、救援及び消防活動等の動脈として多様な機能を有していることから、これらの施設及び補修にあたっては、従来からの拡幅整備を推進するほか、耐震性に十分配慮するものとする。

(3) 河川の整備

地震に起因する浸水被害を防止するため、堤防の耐震性向上を図るとともに、河川水を緊急時の消火、生活用水として確保できるよう河川整備に努めるものとする。

(4) 防災拠点施設の整備

地震災害の発生に備え、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備を推進し、必要な資機材、非常用物資等の備蓄を行うよう努める。

(5) 建築物の耐震性向上

地震災害時において、円滑な応急対策活動を確保するため、情報伝達、避難及び救援等の防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の向上に努めるとともに、町民に対して建築物の耐震化促進を周知するものとする。

(6) ライフライン施設の耐震性の確保

上下水道、電気及び通信等のライフライン施設は、生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受けた場合、通常の生活を維持することが困難となるため、耐震性や代替性の確保に努めるものとする。

(7) 耐震改修促進計画

今後、耐震改修促進計画を作成し、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定するこ

とで、既存建築物の耐震化を推進する。

なお、災害応急対策の実施拠点や避難所となる庁舎や公立学校施設等の防災拠点となるべき公共施設の耐震性の向上に取り組む。

2 防災知識の普及

地震災害による被害を最小限に抑えるため、防災に関する正しい知識の広報活動を行い、防災に対する意識の普及を図るものとする。

(1) 町民への防災知識の普及

地震災害の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導などの広範囲な応急対策が必要となるため、町民が自分の身を守り、さらには防災関係機関の職員と協力して活動できるよう必要な知識の周知を行うものとする。

(2) 職員に対する防災知識の普及

職員は、同時に多数の被害をもたらす地震災害に対して、適切な判断と行動がとれるよう普段から防災知識の習得に努めなければならない。

3 生活関連物資等の確保

大規模な地震災害が発生した場合には、早急に飲料水及び食糧等の生活関連物資の確保が必要となるため、今後必要となる物資の品目、数量等を検討し、避難所毎の収容可能人数等に応じた備蓄を行うよう努めるものとする。また、災害の長期化に備え、防災関連機関の職員用の備蓄についても、町内事業所等との連携を図り、協定を締結する等、その確保に努めるものとする。

4 積雪、寒冷対策の推進

積雪寒冷期に地震が発生した場合には、避難路の確保に支障を生じる等、他の季節に比べ被害が拡大することが懸念されるため、除雪体制の強化等の必要な対策の推進に努めるものとする。

(1) 除雪体制の強化

- ・緊急輸送等に要する道路交通の確保
- ・ヘリコプター発着場所の確保

(2) 防寒体制の強化

- ・電源を必要としない暖房器具の整備
- ・防寒用品の備蓄

5 避難計画

地震災害発生から町民の生命及び身体を保護するため、避難所及び避難場所の確保及び周知に努めるものとする。

第7章 地震災害対策計画

(1) 避難所及び避難場所の確保

指定避難所及び福祉避難所、指定緊急避難場所は、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるとおりとし、地震災害から住民の安全を確保するために必要な避難所及び避難場所の整備を図るものとする。

(2) 避難所及び避難場所の住民周知

避難所及び避難場所の周知は、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるとおりとし、住民に対し避難所及び避難場所の周知を図るものとする。

6 要配慮者避難計画

地震災害発生時には、要配慮者が被害を受ける場合が多い。このため、「第4章第10節 要配慮者対策計画」の定めるところにより、要配慮者の安全確保に努めるものとする。

7 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分で守る」という精神のもと、「第2章第4節 自主防災組織等の育成」の定めるところにより、自主防災組織の育成を推進するものとする。その際、女性の参画の推進に努める。

第2節 地震動警報

地震動警報等を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 地震動警報等

地震動警報及び地震動予報

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動警報	緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報
警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動予報	緊急地震速報（予報）	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

2 地震に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表

第7章 地震災害対策計画

震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表、なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を公表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを公表

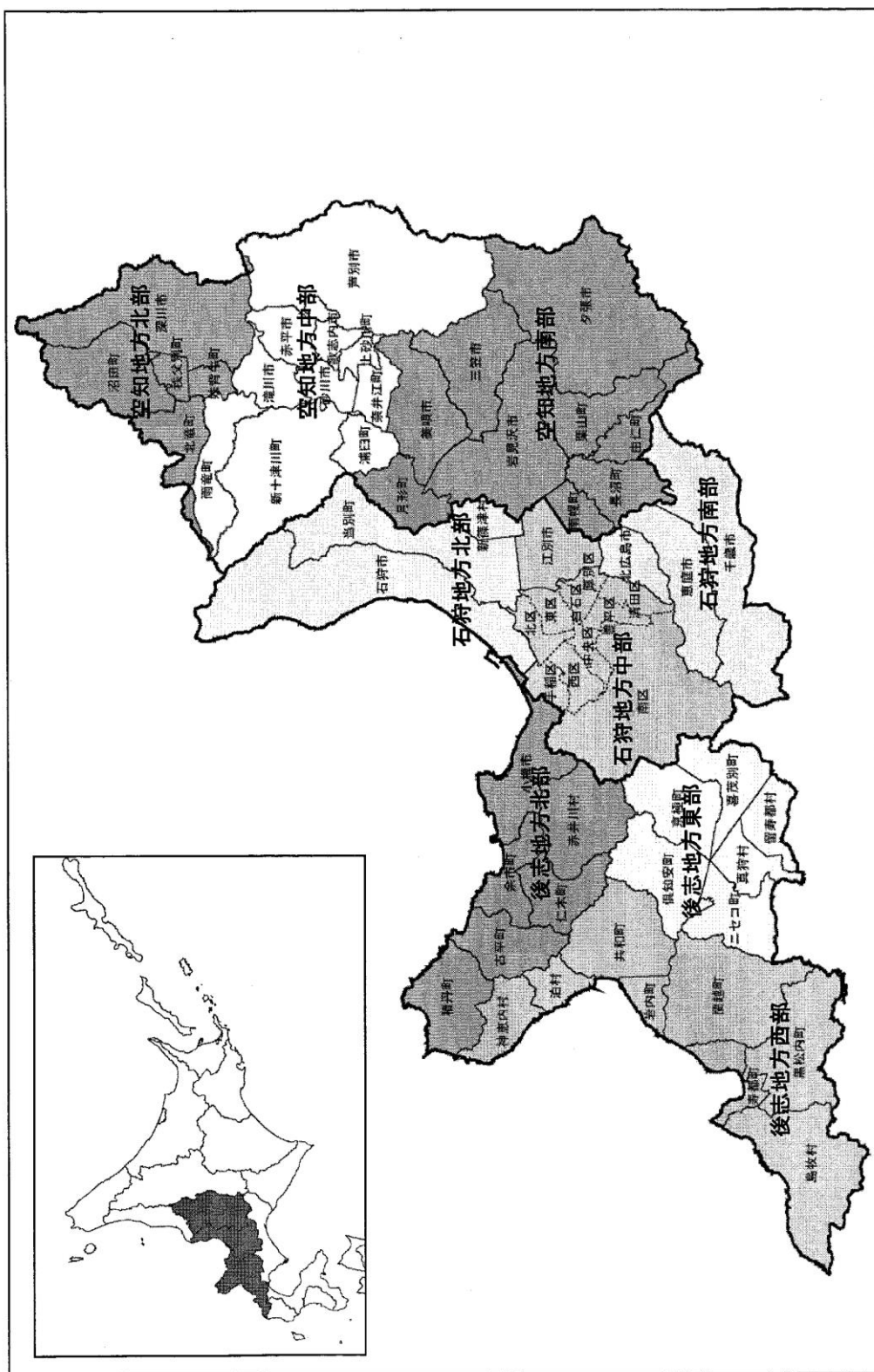
3 緊急地震速報等

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかなく、その短い間に身を守るための行動を取る必要があることを心得てもらうため、日頃から広報等での周知に努める。

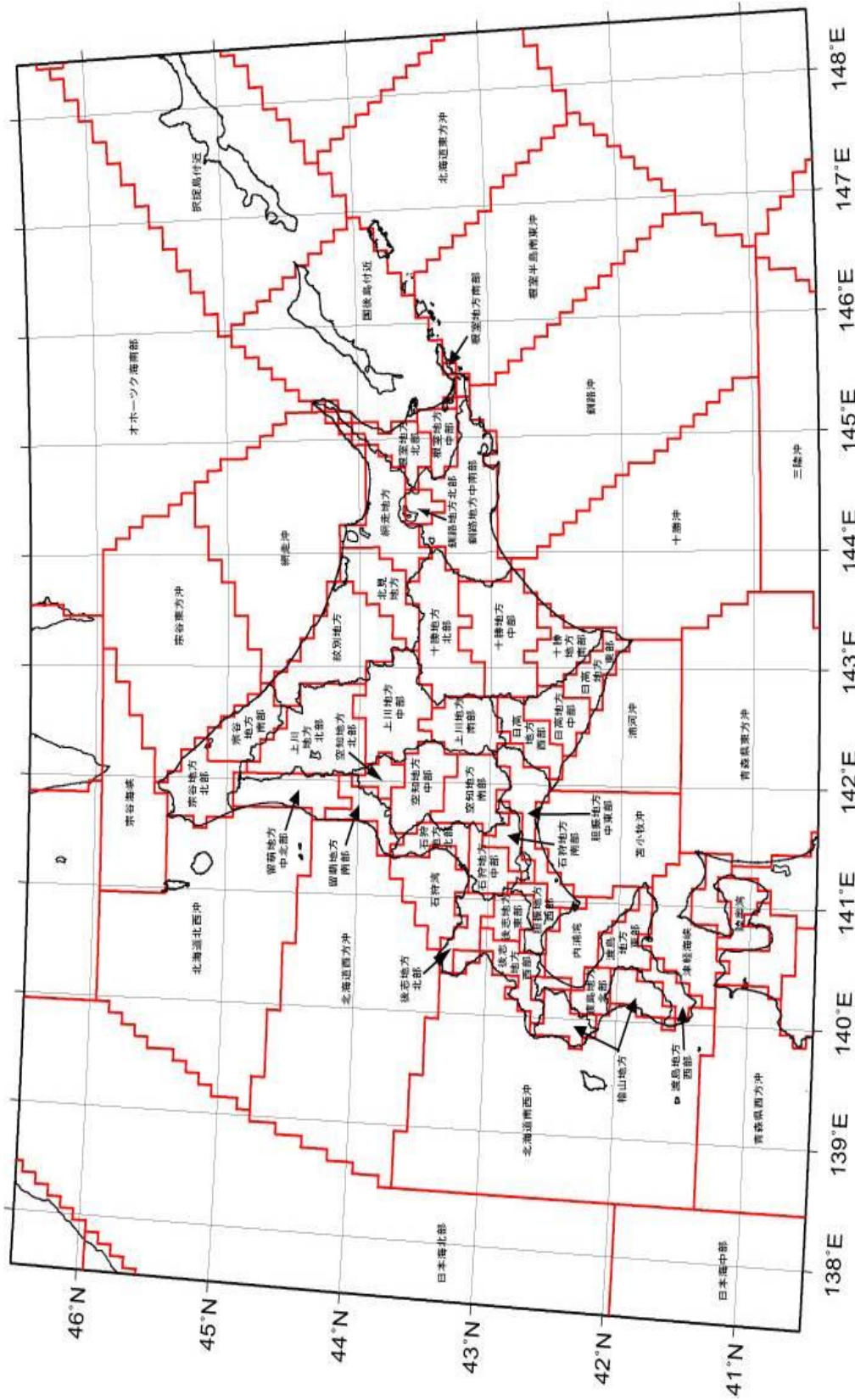
4 地震（津波含む）に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報図

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

石狩・空知・後志地方



(2) 震央地名



5 地震動警報の伝達

地震動警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



6 異常現象を発見した場合の通報

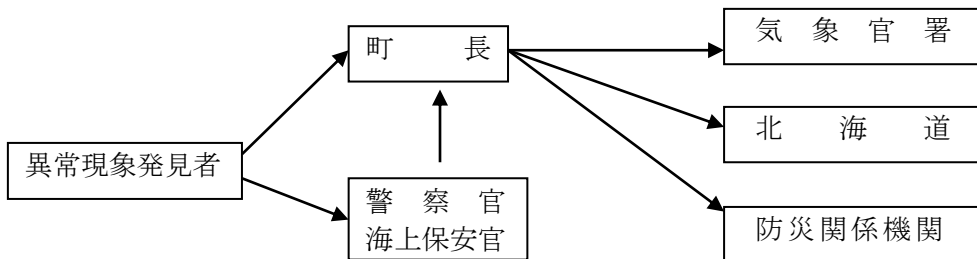
異常現象を発見した物は、直ちに市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

また、通報を受けた市町村長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

(1) 異常気象

- ア 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- イ 水晶に関する事項 異常潮位又は異常波浪

(2) 通信系統図



7 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。次の「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

第7章 地震災害対策計画

○気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ等	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れ、家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		【ガス】安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに、揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。 【断水・停電】震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 【鉄道・高速道路等】震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。) 【電話等】地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言板などの提供が行われる。 【エレベーター】地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	亀裂や液状化、落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうち歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、多くなる。		
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		地割れやがけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることが多くなる。耐震性の高い住宅で	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。耐震性の		大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

第7章 地震災害対策計画

				も、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなり、1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	

<注意事項>

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではない。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述しているので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値だが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また、震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成した。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがある。

第3節 地震災害対策計画

地震による災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合の応急対策計画は、本計画によるものとする。

1 応急対策活動

地震による災害のおそれがある場合又は災害が発生した場合（概ね震度5弱以上）は、「第2章第2節 災害対策本部」の定めるところにより町長は本部を設置し、指定行政機関・道・町内の公共的団体の協力を得て応急活動を実施するものとする。

2 通信連絡対策

(1) 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は「第3章第3節 災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関の協力活動

放送局・新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知・要請・伝達等について、最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が利用できないときは、消防防災ヘリコプター・オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの派遣は、「第6章第26節 消防防災ヘリコプター活用計画」の定めるところにより知事に要請するものとする。

3 広報活動

(1) 広報の準備

広報車などは突発時において直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期すものとする。

(2) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主な内容は次のとおりとする。

ア 避難先について（避難所等の位置・経路等）

イ 交通通信状況（交通機関運行状況・不通場所・開通見込み日時）

ウ 火災状況（発生場所）

エ 電気・水道等公益事業施設状況（被害状況・復旧状況・注意事項）

オ 医療・救護所の状況

カ 給与・給水実施状況（供給日時・場所・種類・量・対象者等）

キ 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時・場所・量・対象者等）

ク 河川・土木施設状況

ケ 住民の心得等（人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項）

（3） 広報の方法

「第6章第2節 災害広報計画」に定めるところによるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ・テレビ・新聞・防災無線・広報車等）を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとする。

4 消火対策

（1） 消火活動

地震時の被害が大規模となるのは火災の同時多発、延焼及び石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限にいくとめるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火作業上必要な第1次的措置については、「第4章第10節 消防対策計画」に定めるところにより町が実施するが、これが困難な場合は国・道・自衛隊・近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

（2） 町の活動

ア 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。

イ 他市町村・道及び関係機関等に対して、消防ポンプ車・消防隊及び化学消防車等の派遣要請をすること。

ウ 町内事業所等に緊急消火剤・資器材等の提供要請すること。

エ 道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

（3） 危険物の保安活動

ア 石油・薬品及び火薬類等の対策

① 石油・ガス・ガソリン・薬品及び火薬工品等の製造取扱い、販売業者又は消費者に対し、町長は一時その製造取扱い・販売・貯蔵・運搬・消費等を禁止し又は制限する。

② 町長は被害が広範囲にわたり、引火・爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難・立ち退きの勧告又は指示をする。

第7章 地震災害対策計画

危険物取扱所一覧

単位 リットル

区分	名称	所在地	貯蔵取扱所品名・数量					倍数
			類	第1石	第2石	第3石	第4石	
地下タンク貯蔵所	秩父別町役場	2-2	4			6,000		3
	和敬園	3-2	4		5,000			5
	浄化センター	2-3	4		3,000			3
	ちっぷ・ゆう&ゆ	2-1	4			15,000		7.5
	図書館	2-1	4			8,000		4
	中学校	2-2	4		5,000			5
	デイサービスセンター	2-2	4		5,000			5
	米穀乾燥調整貯蔵施設	3-東1	4		20,000			20
	境川救急排水機場	南1-2	4			9,000		4.5
	小学校	2-2	4		3,000			3
屋外タンク貯蔵所	2条排水機場	2-9	4			8,000		4
給油取扱所	北いぶき農協	2-1	4	50,000	20,000			270
一般取扱所	曾我金物店	2-1	4			10,000		5
			4		30,000			30
4				4,000			4	
4				3,000			3	
移動タンク貯蔵所								

イ 放射性物質の対策

- ① 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また延焼防止を主眼として汚染区域を設定する。
- ② 大量放出又はそのおそれがある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに立入禁止区域を設定する。

5 避難救出対策

(1) 町長は地震発生に伴う火災等の発生により、住民に危険が切迫していると認めた場合立入禁止区域を設定する。（「第6章第3節 避難救出計画」参照）

(2) 避難指示の徹底

ア 周知の方法

- ① 最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知させる。
- ② 広報車を危険区域に出動させる。
- ③ 場合によっては、放送機関に周知のための放送を依頼する。

イ 指示の内容

- ① 避難対象地域
- ② 避難理由
- ③ 避難先（場所）
- ④ 避難経路その他注意事項

(3) 避難先の設定等

震災時における避難所の設定に当たっては、次の設定基準を勘案して、「第6章第3節 避難救出計画」に定める避難所及び避難場所の中から設定するものとするが、状況によっては他の場所を臨機に設定する。

ア 公園・広場等相当の広さを有し、かつ防火に役立つ樹木・貯水槽等が存在すること。

イ 周囲に延焼の媒介となる建造物・多量の可燃物品、あるいは崩壊のおそれがある石垣やがけ等がないこと。

ウ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建築物で安全性があること。また、延焼等危険が迫ったときは、さらに他の場所へ避難移動できること。

(4) 避難誘導

避難誘導は、「第6章第3節 避難救出計画」に定める避難方法等に準じるものとするが、被災者が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは道に対し応援を求め実施する。

(5) 住民等による救出・救助活動

地震発生時においては広範囲での火災の同時多発も想定され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

(6) 消防職員及び団員並びに警察官等による救出・救助活動の実施

町長は震災により緊急に救出救助を必要とする住民がいることを察知したときは、火災発生状況等を勘案して警察官と協力し、また消防機関を適切に運用して救出・救助活動を実施するものとする。

6 医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策

「第5章 災害応急対策計画」に基づき、万全な対策を講ずるものとする。

7 文教対策計画

地震によって、児童生徒の安全確保や通常教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、「第6章第20節 文教対策計画」に定めるほか、学校管理者は次のとおり行うものとする。

- (1) 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。
- (2) 在学中の児童生徒の安全確保のため、児童生徒に防災上必要な安全教育や防災訓練等を行うとともに、災害発生時には地震の規模、状況に応じ迅速かつ適切な指示と誘導を行うものとする。
- (3) 文教施設、設備等から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

8 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、応急修理に関する計画は、「第6章第6節 住宅対策計画」に定めるところによる。

9 被災建築物安全対策計画

地震災害被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

(1) 応急危険度判定の活動体制

道及び町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(2) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象物

原則として全ての被災建築物を対象とするが、被災の状況により、判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別毎に調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に掲示する。

危険性	色	判定内容
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄	建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

所有者に対し、行政機関による情報の提供である。

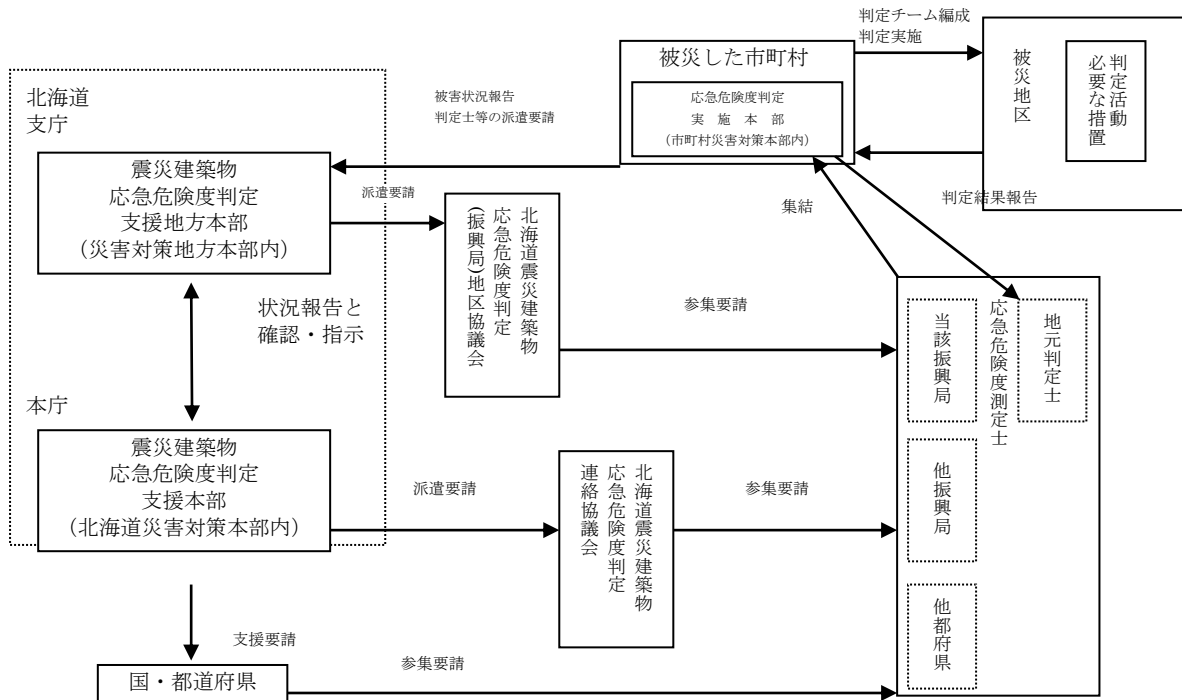
オ 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また余震等で被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更される場合がある。

カ 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



10 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体及び実施方法

ア 町の責務

町長は、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の破壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

11 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

地震災害により行方不明となった者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬の実施に関する計画は、「第6章第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるところによる。

12 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害に際し、人命の保護等のため必要がある場合に、自衛隊部隊等の災害派遣を要請する計画については、「第6章第22節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

13 防災ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、「第6章第24節 ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。